

◎県議会議員の定数等に係る人口の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第65号）

1 県議会議員の定数等に係る人口の特例が適用される県議会議員の一般選挙の期日を、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する特例選挙期日に改めることとした。（本則関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）